

令和3年度 第3回区政会議 いただいたご意見への回答

資料1

項番	項目	ご意見	回答又は西区の考え方
1	自由意見	<p>障がい者の家族から町会に入っていないマンションに一人暮らししている障がい者は、要援護者登録の名簿に登録していたら大丈夫かと質問されました。特に災害の時にだそうです。教えてください。よろしくお願いします。</p>	<p>見守り活動の要援護者名簿については、登録されている方が町会の加入・非加入に関わらず、地域の方々による災害時の適切な避難のための準備や体制づくりなどの支援のために活用しております。ただし、これらの支援はご近所同士の助け合いを基本とするもので、支援内容が必ず保障されるものではありません。そのため、区役所としましても、日頃から隣近所・地域の皆さんとコミュニケーションをとっておくことにより、いざ災害が起こった時にマンション居住者同士や居住地域の人々と助け合う、いわゆる「共助」の大切さを、あらゆる機会を通じて広報してまいります。</p>
2	自由意見	<p>スクールカウンセラーについて、各学校に週1回もしくは隔週1回で臨床心理士の先生が来てくださっているようですが、我が子が通う中学校の校長先生から聞くところによると、臨床心理士の先生が昼の休憩をとる時間があるのかと思うくらいに予約が詰まっているようです。そして相談に来られた方は先生の判断やご本人の希望により次の予約をして帰られるそうで、新規の方の受け入れも混み合っているそうです。スクールカウンセラーの先生を増やせないものかと思うのですが。</p>	<p>大阪市のスクールカウンセラー事業につきましては、いじめ・不登校等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決のために全中学校にスクールカウンセラーを週1日配置し、西区におきましては小学校にも2週間に1日派遣し、児童生徒や保護者に対してカウンセリングを行っているところです。委員もご指摘のとおり、そのニーズは高く、スクールカウンセラーからも相談件数が多いため、相談時間が不足気味であるとともに予約の調整も難しいとの意見が上がっているところです。大阪市としましては、ヤングケアラー支援の観点からもスクールカウンセラーの配置増を検討しております。</p>